

# 公文書館だより

## 館長からのごあいさつ

### ～公文書館の「トレンド」と「ファンダメンタル」～

令和2年から令和3年の「トレンド」は、やっぱり新型コロナウイルスですね。

公文書館もこの間休館措置が続き、利用者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしていました。

では、「ファンダメンタル」ですが、これは基礎的要件で、財政基盤・基礎的条件・社会的基盤などと言えます。

今回のコロナ禍は、この「ファンダメンタル」を大きく揺さぶり変化させつつあるものだと思います。

アフターコロナの生活様式が話題となった時、感染予防や人との距離の変化を漠然とイメージしていましたが、世界中の観光業界や人流の変化に留まらず、医療関連支出を含め莫大な国家予算が注がれると同時に、社会面では在宅勤務やIT・情報化の進展、生活面でも外部需要から家庭内需要へと大きな変化もありました。変化に応じ、必要物資やサービスの提供先が変更されることも多く、TVやネットの企業広告も随分と入れ替わったように見えていますが、国内経済への影響は、全体的に浮沈が相殺されているのか、今後の分析を待っているのか、今は比較的穏やかに経過しているように見えます。

約2年のコロナ禍、まだ終わったわけではありません。

また、気象災害や地震被害も数多く見受けられる近年、強固な連携と助け合いと「絆」を重んじる日本社会と日本人の一員として、明るい未来づくりに私も参加・協力していきたいと思えます。

さて、予断を許さない変化が幾度となく繰り返すこととなった今回のコロナ禍、地域ごとに市民生活に及ぼした数々の影響を正確に記録として残し、生活者の歴史の1ページとして遺漏なく綴り、後世に伝えることが「公文書館」に与えられている役割です。

苦労を重ねられた担当部局の方々や情報共有し、数年後には重要公文書として正確に移管を受け、後世に引き継ぎ、困難を乗り越えた大切な経験を伝え続けてまいりたいと思えます。

～余談～

今年度を持って長くお世話になった市役所とお別れする時を迎えます。

人前で語れるほどの人生ではありませんが、自分にとって大切な時間と場所を与えて頂いたと思える時を過ごしました。この充実感は、先輩、同僚、後輩を始め、仕事先で出会うことができた多くの人達から頂いたものだと思います。私自身は、関わりのあった人達に同じように感じては頂けなかったかもしれませんが、この場を借りて感謝申し上げます。

次代を担う若者の皆さん、良き時間を過ごされますことをお祈り申し上げます。

(公文書館長 高橋 克則)

## はじめに

札幌市公文書館では、特定重要公文書や行政資料の他、文書、図書、写真、絵はがき、地図、音声・映像資料等、札幌の地域や歴史に関する様々な資料を所蔵しています。資料は市の各局区及び行政委員会等からの移管の他、個人や団体からの寄贈や購入によって充実を図っています。受入した資料は公文書館専門員(以下、専門員と記す)によって整理・登録や保存の措置等が施され、最終的に適切な保存環境に整備された書庫へと納められます。所蔵資料は利用者からの求めに応じて閲覧・複写やレファレンスサービス等の利用に供されます。また当館では公文書の保存や利用、札幌の歴史や特性等についての調査研究を行っており、その成果は展示や機関誌・年報等での論文、講演会など様々な形で市民へ還元しています。このような調査研究にも所蔵資料が活用されています。

令和 3(2021)年、個人の方より 25 点の写真資料の寄贈を受けました。現在は整理・登録等の作業が完了し<sup>1</sup>、当館の所蔵資料検索システムで資料目録や画像をご覧いただける他、閲覧室での写真原本や代替物の閲覧等の利用が可能です。本稿では、資料を受入してから利用提供ができるようになるまでの過程で専門員が行っている業務の一例を、前述の寄贈写真の整理を通してご紹介いたします。

## 1. 収集、資料受入

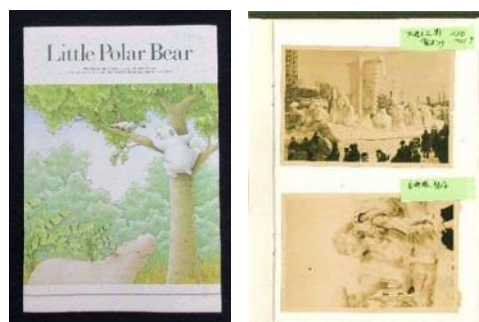
令和 3(2021)年 4 月、市のホームページを通じ「市へ写真を寄贈したいがどうすればよいか」という相談がありました。さっそく写真の所有者へ連絡を取り、写真内容や点数等の聞き取りを行いました。所有者は昭和 31(1956)年に札幌に生まれた方で、アルバムを整理していた際に写真を発見したとのことでした。聞き取りの結果、資料はモノクロ写真 25 点で、撮影年代は昭和 20 年代後半から昭和 30

年代だと思われること、写真内容は雪まつりの風景や、時計台や旧道庁(赤れんが庁舎)等の市内の建築物、市中心部のビルから撮影された俯瞰写真等であることがわかりました。聞き取りを元に検討を行い、これらの写真は市内の街並みや建築物等を扱った歴史的に価値のある資料であると判断し、当館で寄贈の申出を受けることを決定しました。

受入にあたって著作権や利用条件等の権利関係の確認を行い、書面による寄贈の手続きを行います。この時、寄贈の経緯や資料に関する所有者からの聞き取り情報、権利に関する情報についての記録を作成します。この記録は資料の管理上必要なのはもちろんですが、受入後の整理・登録作業や二次利用に供する際にも役立ちます。

## 2. 整理、目録作成・登録

資料の受入後、画像や文章等で受入時の現状記録を作成します(【図 1】)。この時、資料の劣化や汚破損状況等の物理的状態についても特記事項があれば記録します。その後の作業で受入時の現状から資料の状態に変更を加える必要がある場合、アーカイブズの諸原則の一つである「記録の原則<sup>2</sup>」に基づいて資料の元の状態や変更後の状態、資料に行った処置内容について適宜記録を作成します。現状記録が完了したら目録作成・登録、装備、デジタル化等の作業を進めていきます。



【図 1】 受入時の資料状態

写真はアルバムに収められ、寄贈者によって写真内容を解説する付せんが貼られていた。

<sup>1</sup> 今回寄贈を受けた 25 点の写真資料の内、同一写真 1 点と道外の写真 1 点を除いた 23 点の写真資料の登録を行った(写真No.22847～22869)。

<sup>2</sup> アーキビストが公文書館等の機関において資料を取り扱う際の諸原則の一つ。①史料群の現状に変更を加える場合は記録に残すという原則。②資料に何らかの修復処置を施す場合、その原形および処置の内容を、技法・使用材料・処置前後写真などを含めて詳細に記録に残すという原則。(文書館用語集研究会(1997)、『文書館用語集』、大阪大学出版会、p.29)

目録作成・登録作業では、管理用の写真資料目録データベース(【図 2】)に登録番号や分類等の所蔵に関する情報、タイトルや撮影年月日、撮影地点(住所)、被写体等の画像内容に関する情報、劣化状況等の物理的情報、著作権等の権利に関する情報などを記述し、1点ずつ登録を行います。

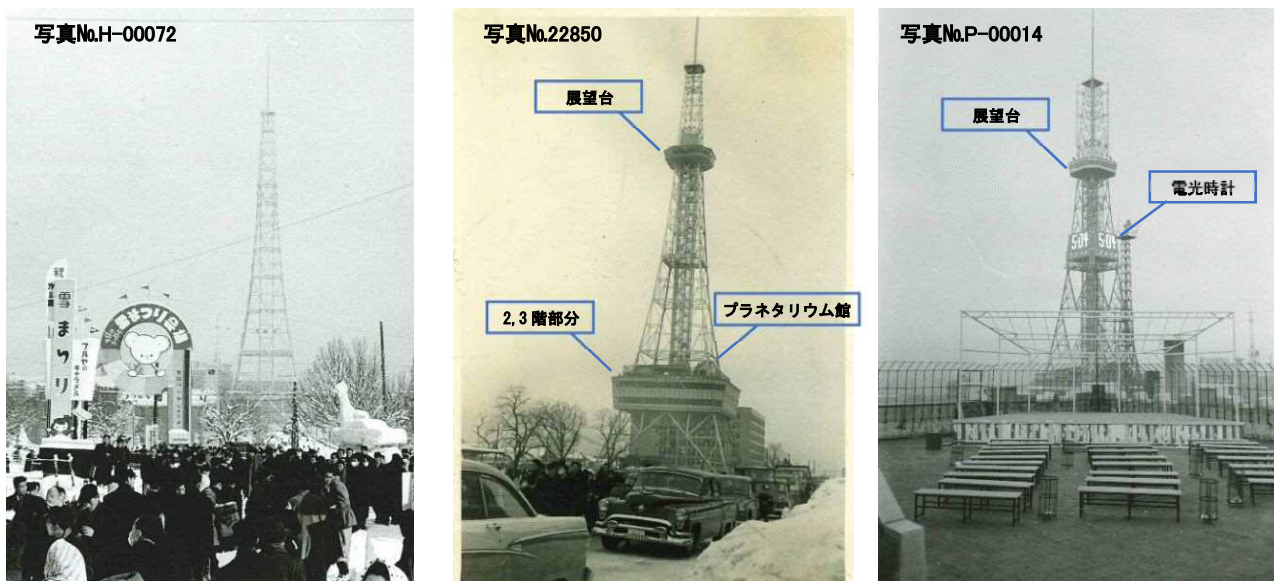
【図 2】写真資料目録データベース

写真資料の目録は、画像の内容に関する記述をより充実させることで検索性が向上し、資料の活用促進につながります。寄贈者からの聞き取り情報も参考にしつつ、当館所蔵の写真や住宅地図、図書、新聞等を用いて被写体や撮影年月日、撮影地点等の考証を行います。今回の整理で行った撮影年代考証の例を1つご紹介します。

### 例:「さっぽろテレビ塔」(写真No.22850)

考証にあたり記念誌や新聞、写真(【図 3】)を確認しました。記念誌によると昭和 31(1956)年 6 月に大通公園(大通西 1 丁目)にてテレビ塔の建設を着工、昭和 31 年 12 月 25 日時点でペンキ塗装等一部の作業を残して塔体が完成しています<sup>3</sup>。その後の工事で、2、3 階部分や展望台などが設置され<sup>4</sup>昭和 32(1957)年 8 月 24 日にはテレビ塔の営業を開始します<sup>5</sup>。さらにその後、3 階屋上へプラネタリウム館の設置工事を開始します。新聞によると昭和 32 年 11 月 21 日時点でジュラルミン製円型ドームの組立が完了しています<sup>6</sup>。また、昭和 36(1961)年には展望台下付近に 4 面の電光時計が設置されました。電光時計の取付工事は昭和 36 年 6 月 5 日に着工し同年 10 月 5 日に完成しました<sup>7</sup>。

寄贈写真のテレビ塔を観察すると、プラネタリウム館が設置済みで電光時計は設置されていないことから、昭和 32 年 11 月から昭和 36 年 10 月の間に撮影された写真であることがわかります。



【図 3】当館所蔵写真との比較による考証

左写真「さっぽろ雪まつり(第 8 回)会場とテレビ塔」(筆者によるトリミング加工あり)。昭和 32 年 2 月 2 日撮影。展望台等が設置されておらず、塔体のみが写っている。／中央写真「さっぽろテレビ塔」(寄贈写真)。展望台等やプラネタリウム館が設置済みで、電光時計が未設置である。／右写真「丸井屋上から見たテレビ塔」。昭和 37 年撮影。電光時計が設置済みである。

<sup>3</sup> 北海道観光事業ほか(1978)、『札幌テレビ塔二十年史』、北海道観光事業、p.19

<sup>4</sup> 『北海道新聞』(1957 年 5 月 21 日)、「工事進むテレビ塔」、北海道新聞社

<sup>5</sup> 北海道観光事業ほか(1978)、前掲書、p.31

<sup>6</sup> 『北海道新聞』(1957 年 11 月 21 日)、「テレビ塔に取付け プラネタリウム来月中旬完成へ」、北海道新聞社

<sup>7</sup> 北海道観光事業ほか(1978)、前掲書、p.90



装備<sup>8</sup>作業では、アルバムや写真裏、保存用包材へ整理用番号や登録番号等を柔らかい鉛筆で書き込んでいきます。整理用番号はアーカイブズの諸原則の一つである「原秩序尊重の原則<sup>9</sup>」に基づいて、受入時の状態が復元できるよう付番します。過去の装備では写真用の台紙に写真原本を糊で貼り付ける方法を取っていましたが、現在は長期的な資料保存の観点から、原本に対する措置は必要最小限に留めるよう心掛けています。

また、カメラによる撮影やスキャナー等の原本を痛めない方法を用いて、資料のデジタル化を行います。デジタル化には劣化が懸念される資料が保有する記録情報を他の媒体に移し換えて保存するという意味がある他、原本保護のための代替物作成や利活用促進のための所蔵資料検索システムでの公開にも活用されます。

### 3. 劣化予防の措置、保存

不適切な取り扱いや保存環境によって資料の損傷や劣化が進むと、貴重な記録情報が失われる危険性があります。写真原本を長期的に利活用できるよう劣化予防の措置や保存を行います。

取り扱いに十分注意して元のアルバムから写真原本を取り外し、長期の保存に適した保存用包材（中性紙封筒<sup>10</sup>等）へと収容します。また、劣化の要因となる付せんは写真から取り外し、元のアルバムへ移し換えて保存を行います（【図4】）。



【図4】整理後の資料状態

1 点ずつ中性紙封筒へ収納した写真原本は、写真やフィルム専用の収蔵庫である「写真資料室」へ納めます。写真資料室は室温 10℃～18℃、湿

度 30～40%RH を保つよう毎日の温湿度測定と調整を行っています。専用収蔵庫へ保管することでカビ等の生物被害の発生や科学的劣化等を防いでいます。

また、デジタル化した画像を用いて代替物を作成します（【図5】）。原本が必要な場合を除いて代替物を利用に供することで、劣化が懸念される写真原本の利用を抑制し保護します。



【図5】デジタル画像より作成した代替物

A5 サイズ。表には画像、裏には目録情報の一部を印刷。

### 4. 公開、閲覧等利用提供

整理・登録等の作業完了後、目録情報や画像を所蔵資料検索システムへ掲載します（【図6】）。これにより、閲覧室の検索端末やホームページから目録検索や画像の閲覧が可能となります。所蔵資料は利用者からご提出いただいた各種申請書に応じて、閲覧・複写等の利用に供します。



【図6】所蔵資料検索システム

### おわりに

以上のように、公文書館では受入した貴重な資料を将来にわたって保存し、利用に供することができるよう専門的な知識に基づいて種々の業務を行っています。今後も資料を充実させ、より一層質の高いサービスをご提供できるよう邁進してまいります。

（公文書館専門員 佐藤 真名）

<sup>8</sup> 資料を保存・利用可能な状態に準備する物理的整理作業の一過程。文書館では整理・登録番号またはラベル付けを行い、保存容器に収容すること。（文書館用語集研究会、前掲書、p.76）

<sup>9</sup> 史料相互の関連性や意味あるいは出所において作られた検索手段の有効性などを保つために、単一の出所を持つ記録史料の、出所によってつくられた秩序（整理番号を含む）は、保存しなければならないという原則。（文書館用語集研究会、前掲書、pp.35-36）

<sup>10</sup> 中性紙とはpH 7.0 前後の紙を指す。中性紙の封筒に入れて保存することで、温湿度変化等の劣化要因や不注意な取扱いに伴う損傷から保護し、資料の劣化を遅らせることが期待できる。（文書館用語集研究会、前掲書、p.84）

# ～どこまでが新川か？～

## 1. 新川の開鑿と今の新川



【明治 29 年頃の新川(朱線部)(陸地測量部地形図明治 29 年版「札幌・銭函」)】

札幌にはいくつかの新川が存在したが、現在残っているのは札幌市西北部を流れる川である。この川は明治 20(1887)年に現在の北区から石狩につらなる地域を占めていた大湿地帯の乾燥化のために前年から道庁がはじめた事業の一環として開鑿された排水路である(国立公文書館所蔵『公文類聚 第 10 編明治 19 年第 37 巻』「北海道庁新起事業ノ計画ヲ稟告ス」、『北海道庁事業功程報告明治二十年度』、北海道庁)。その時に完成した水路は、今は名がなくなった小樽内川の河口近くに流入した。それに対し、西端は現在の中央区北西部から諸川を集めて北北東に流れて篠路まで流れていた琴似川の現在の北 22 条西 15 丁目辺りから開鑿されていた(上記掲載地図参照)。今でもそれが新川と思っている方も多いであろう。私もそうだ。

しかし、最近の新川は河口から発寒川との合流点までで、その上流は琴似川となっている。地図でその変化を追ったところ、昭和 40 年代前半を境に表示が変わっていた。実は河口部分も小樽内川の表記がいつしか消え、新川が直流して海へ流れ込んでいる。



【新川合流点標示(筆者撮影)】

## 2. 河川法の改正

昭和 39(1964)年、河川管理を規定する河川法が改正され、国が管理する一級河川と都道府県が管理する二級河川を分け、国ないしは都道府県がその川を指定することになった。

一級河川を指定する場合、国は都道府県知事の意見を聞かなければならず、そのため知事は議会の議決を経ることが必要となった。その上で水系毎に名称と区間を公示した。また、二級河川を指



定する場合、都道府県知事はあらかじめ市町村長の意見を聞くことが必要となり、さらに、市町村長は市町村議会の議決が必要となった。その上で都道府県が水系毎に名称と区間を公示することになった。

旧法と違い、都道府県や市町村の住民の意向が重視されることになった。

### 3. 新川の二級河川指定

改正前の河川法時代には、河川の管轄区域は地方行政庁が認定した。新川について昭和 19 (1944)年 4 月、海から発寒川との合流点までを北海道庁が管理する河川とした(北海道庁公報昭和 19 年 4 月 1 日北海道庁告示第 401 号)。河川法の改正後、道は昭和 43(1968)年 10 月、軽川・炭鉱排水川・追分川・琴似川のそれぞれ一部を二級河川とした。この時、琴似川については、新川との合流点(新川と発寒川の合流点)から新川橋間について道管理の二級河川に指定された(北海道公報 10733 号昭和 43 年 10 月 16 日北海道告示第 2139 号)。そして、昭和 47(1972)年 3 月に新川橋から元の新川開鑿開始点(桑園新川との合流点と表記)間の琴似川が二級河川区域に追加された(北海道公報号外昭和 47 年 3 月 31 日北海道告示第 1210 号)。改正後のこの二つの二級河川指定の際、北海道としては、発寒川新川の合流点より東(上流)が琴似川であるという認識であった。

昭和 47 年の区域変更の場合、2 月 16 日に板垣市長が、北海道知事から指定変更についての意見を求められ、同意するものとして札幌市議会に提案し、3 月 1 日可決された。その議案には地図も付いている(札幌市議会所蔵『昭和 47 年第 1 回定例会本会議関係綴』昭和 47 年第 1 回定例会本会議関係綴、簿冊整理番号 306612)。その地図には、昭和 43 年に指定された区域を「(旧)琴似川」とし、追加された区域を含め「(新)琴似川」と図示している。

明らかに新川発寒川合流点より上流を琴似川としている。昭和 43 年には市議会にかけられていないのか議案は見つからない。北海道が指定するので告示は何れも北海道で行っている。

### 4. 本流と支流

川は本流と支流に別の名が付されている。昭和 39 年に新たに出来た河川法の場合、河川管理を国が管理する一級河川と都道府県が管理する二級河川に分ける。そして、水系という概念で河川を体系化する。新川の場合、二級河川新川水系琴似発寒川や二級河川新川水系琴似川などという体系化を行った。その場合、新川は本流、その下になる琴似発寒川や琴似川は支流ということになる。この場合、河川の大小が関係するように思われる。

発寒川との合流点より上流に新川名称があると、本体体系の新川より流量や流域面積の大きな発寒川が存在することになる。つまり琴似川流域を含む本水系の水量より支水系の発寒川流域の水量の方が圧倒的に多くなる。流域面積でも同じ事が起きている。

議案第 46 号

二級河川指定変更の件  
昭和 47 年 2 月 16 日提出

札幌市長 板垣 武 四

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 5 条の規定により、北海道知事から次の二級河川を指定変更することについての意見を求められたので、これに同意するものとする。

記

| 河川名 | 指定の変更をする区間  | 備考     |
|-----|---|--------|
| 琴似川 | 旧<br>札幌市琴似町八軒 6 2 1 番地の 5 地先の新川橋から新川への合流点まで           | 上流端の変更 |
|     | 新<br>札幌市北 2 2 条西 1 4 丁目 1 番地の 5 地先桑園新川の合流点から新川への合流点まで |        |

(理由)

二級河川琴似川の上流端を指定変更することについて、河川法第 5 条の規定に基づき、北海道知事から意見を求められたので、これに同意するため、本案を提出する。

**【昭和 47 年二級河川変更の議案。札幌市議会所蔵『昭和 47 年第 1 回定例会本会議関係綴』、簿冊整理番号 306612】**

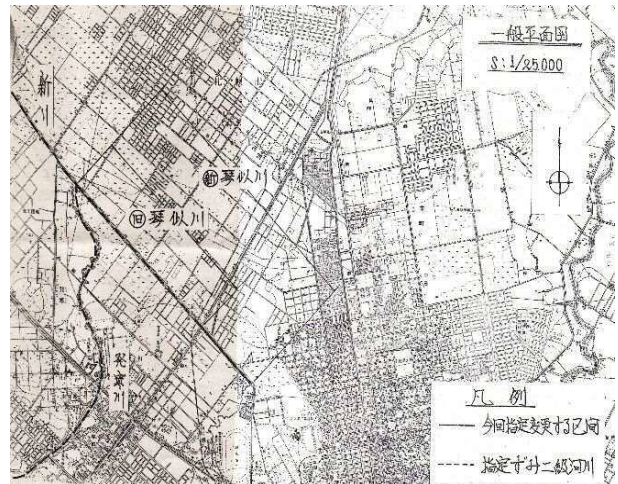
実は本流支流を決める決め方はなく、住民の生活の中で決まってきたようだ。昭和の初め、歌志内と砂川との境界について三井鉱山への課税にかかわって、川の本流か支流かが争点となる行政訴訟が歌志内から起こされた。その際、道庁港湾課が「二ツノ河川合流スル場合何レヲ本支流トスルカ学術上定義を下サレタルモノナキモ合流点ヨリ上流ノ流域面積大ナル方ヲ本流トスルヲ適当ト思考ス」とし、北海道大学は「両河川の本支流を決定するには両河川の合流点において、多量の水量を流下してくるものをもって本流とする。また流量の多少の決定困難なときは、流域面積の大小により決定されるものである」と述べている。裁判は長さが近寄っている境界河川の本支流判断を流域面積の大きさにより判断したことで原告側の勝訴となった(『歌志内市史』昭和 39 年、歌志内市史編さん委員会)。本支流を決定する学術上の定義はないというが、流量の多少や流域面積の大小がその目安とする見方があるようだ。

この本支流を決定する見方では、新川と発寒川の合流点より上流に混乱が生じることがよく分かる。そのため合流点までを新川とし、それより上流に新たな川名を付すか、混乱を覚悟で新川名とするかという問題が生じた。そして、新名を付するよりも琴似川名を下流まで延伸させたのであろう。

## 5. 川や山の名前

明治 10(1877)年、開拓使札幌本庁地理課から、豊平川の名称について、札幌川か豊平川かを問う伺いが出された。通称の豊平川を可とするが、札幌川の名称は、豊平橋辺りから下流の通称とする、という回答が示された。それに対し「山川ノ公称多クハ里俗ノ名クル所ニヨルハ古ヨリ皆然リ(山や川の名前の多くは庶民が名付けることに由来するのは昔より皆そうしている)」として豊平川の名称を使用しても害はないという意見を示した。そして布達などは出さないことにした(北海道立文書館所蔵『取裁録』1957-57)。今でも同様に考えているようだ。

しかし、新川と琴似川の場合、昭和 40 年代前半を境に発寒川との合流点を境に名称が変わった。その大きな原因が、先の二級河川指定の場合



【新川管轄の地図。札幌市議会所蔵『昭和 47 年第 1 回定例会本会議関係綴』、簿冊整理番号 306612】

の手續きにあるように思われる。本来一、二級河川を指定することは、河川管理者を決めることであり、河川の名称とは何等関係ない。しかし、昭和 47 年の管轄区域の改正の際の地図を見ると分かる通り、新川であった部分を琴似川と表記している。恐らく、今のところ見つかっていないが、昭和 43 年にも同様に提案されたのであろう。そして、それらは市議会によって可決された。これで新川部分は琴似川となった。

河川法にある市町村が議会で議決をするという意味は、住民の意向を問うことである。道は市や市議会に「この部分は琴似川ですね」という問いかけも含めて参考地図を添付していることになる。それに対して市民に選出された市長も住民代表の議会も新川の部分が琴似川であることに同意してしまった。

こうして新川である部分を琴似川とする誤謬を生んだようだ。

(元札幌市公文書館職員 榎本 洋介)

# 公文書館利用のご案内

## ◆開館時間◆

8時45分～17時15分

☆閲覧室・展示室をご利用いただけます。

なお、閲覧室につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、一時的に利用時間を短縮することがございます。詳細及び最新情報は札幌市公文書館ホームページをご確認ください。

## ◆入館料◆

無料

## ◆休館日◆

日曜日、月曜日、祝日、

年末年始（12月29日～1月3日）

※この他、職員研修等により臨時休館となる場合がございます。

## ◆交通アクセス◆

札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅下車  
6番・7番出口から徒歩3分

札幌市営地下鉄南北線「中島公園」駅下車  
1番・2番出口から徒歩5分

ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

## ◆アクセスマップ◆



# 公文書館公式 SNS

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>Facebook</b>  | <a href="https://www.facebook.com/SapporoArchives/">https://www.facebook.com/SapporoArchives/</a> |
| <b>Twitter</b>   | @SapporoArchives  |
| <b>Instagram</b> | @SapporoArchives  |

フォローといいね！をよろしくお願いいたします。

公文書館だより

第9号・令和3（2021）年12月

発行 札幌市公文書館 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

Tel・公文書館事務室 011-521-0205 閲覧室 011-521-0207 Fax 011-521-0210

E-mail・kobunshokan@city.sapporo.jp URL・<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>



さっぽろ市  
12-A01-21-1951  
R3-2-1266